

# 黒部市立明峰中学校いじめ防止基本方針

明峰中学校では、「いじめ見逃しの宣言 ― いじめ問題に係る手引き書 ―」に基づいて、学校運営のガイドラインとなる教育計画書内の「危機管理マニュアル」に「いじめ対応の行動計画」を掲載して取り組みます。

そのために、学校、家庭、及び黒部市教育委員会、黒部市教育センター、地域住民、関係機関、種々のカウンセラーやソーシャルワーカー等が行動連携し、「いじめ見逃しの」に取り組めます。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

明峰中学校では、学校や家庭、地域が連携し、「学校事故発生時の指針」、「いじめの防止等のための基本的な方針」、「重大事態発生時のガイドライン」に基づき、いじめの防止や早期発見・適切な対応のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「明峰中学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

令和7年4月

黒部市立明峰中学校